

## 学校感染症及び出席停止について

下記の感染症は、学校保健安全法第 21 条により、他の生徒に感染する恐れのある期間は登校できないことになっています。

治癒後、登校を開始する際は、所定の用紙に医師の治癒証明を受け、学校に提出して下さい。

種類	種類(潜伏期間)	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミアコンゴ出血熱	治癒するまで
	痘瘡	治癒するまで
	南米出血熱	治癒するまで
	ペスト	治癒するまで
	マールブルグ病	治癒するまで
	ラッサ熱	治癒するまで
	急性灰白髄炎	治癒するまで
	ジフテリア	治癒するまで
	重症急性呼吸器症候群 <sup>1)</sup>	治癒するまで
	鳥インフルエンザ <sup>2)</sup>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ <sup>3)</sup> (1~2 日)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳 (6~15 日)	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (10~12 日)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (14~24 日)	耳下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (14~21 日)	発疹が消失するまで
	水痘 (11~20 日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ	感染の恐れがなくなるまで
	細菌性赤痢	感染の恐れがなくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがなくなるまで
	腸チフス	感染の恐れがなくなるまで
	パラチフス	感染の恐れがなくなるまで
	流行性角結膜炎 (7 日~)	感染の恐れがなくなるまで
	急性出血性結膜炎 (1~2 日)	感染の恐れがなくなるまで
	その他の感染症	感染の恐れがなくなるまで

1) 病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。

2) 病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって、その血清型が H5N1 であるものに限る。

3) 鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。